

平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 平成 27 年度より、第 4 期対策（H27～31）が始まりました。
- 新たに栗東市で取り組みを開始され、10 市町で本制度を活用し、中山間地域の農業生産活動等を支援しました（H26 は 9 市町）。
（10 市町…大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市）

(2) 協定の締結状況

- 協定には集落協定と個別協定があり、平成 27 年度は 143 協定（H26 は 139 協定）でした。
- 集落協定は 10 市町 141 協定（H26 は 9 市町 137 協定）、参加農家数は 3,280 人（H26 は 3,444 人）で、協定数は 4 つ増えましたが、参加農家数は 164 人減少しました。担い手への農地集積が進んだこと、協定参加者が高齢となり 5 年間の活動継続を断念されたことが原因であると考えられます。
- 個別協定は 2 市で 2 協定（H26 は 2 市 2 協定）が締結されました。

(3) 協定農用地の総面積

- 10 市町における対象面積 2,358.3ha（H26 は 2,196.2ha）の約 68%にあたる 1,615.1 ha で協定が締結されました（H26 は 1,575.6ha、約 72%）。
- 第 4 期対策から取り組みを始めた市・集落があり、協定締結面積は増加しました。
- 一方、平成 27 年度から交付対象農用地エリアを拡大した市町があり、対象農用地面積も増加しました。

(4) 対象行為と選択的必須要件の取り組み

- 143 協定のうち、通常単価（※1）で取り組んだ協定は 117 協定（H26 は 117 協定）、基礎単価（※2）で取り組んだ協定は 26 協定（H26 は 22 協定）でした。

※1 通常単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動（機械・農作業の共同化や、多様な担い手の確保など）に取り組んだ場合に交付される単価

※2 基礎単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の 8 割の額

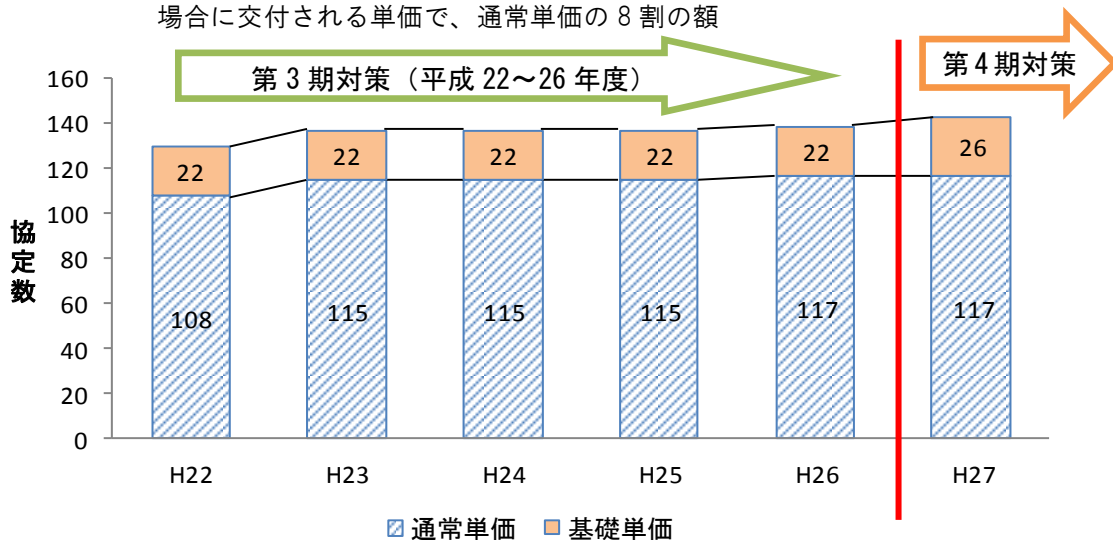


図 1 協定数の推移

表1 平成27年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数 ¹⁾						集落協定参加農家数 ²⁾ (人)
			基礎単価						
			通常(10割)		基礎(8割)				
大津市	(590.4)	(469.0)	(24)	(17)	(7)			(1,154)	
	599.7	447.8	23	17	6			1,127	
栗東市	-	-	-	-	-			-	
	51.0	36.6	5	5	0			83	
甲賀市	(673.4)	(421.2)	(54)	(54)	0			(847)	
	673.4	423.8	52	47	5			722	
湖南市	(7.1)	(6.5)	(1) ([1])	(1) ([1])	(0)			-	
	7.1	6.5	1 [1]	1 [1]	0			-	
東近江市	(127.1)	(125.0)	(12)	(11)	(1)			(351)	
	127.0	124.2	12	11	1			351	
愛荘町	(47.6)	(47.5)	(3)	(1)	(2)			(86)	
	47.4	47.3	3	0	3			67	
多賀町	(19.6)	(14.0)	(2)	(2)	(0)			(35)	
	30.6	14.0	2	2	0			29	
米原市	(264.8)	(209.3)	(14)	(14)	(0)			(354)	
	264.8	201.1	13	12	1			290	
長浜市	(220.8)	(158.8)	(18)	(16)	(2)			(453)	
	311.9	190.2	21	20	1			472	
高島市	(245.4)	(124.2)	(11) ([1])	(1)	(10) ([1])			(164)	
	245.4	123.5	11 [1]	2	9 [1]			139	
滋賀県計 ³⁾	(2,196.2)	(1,575.6)	(139) ([2])	(117) ([1])	(22) ([1])			(3,444)	
	2,358.3	1,615.1	143 [2]	117 [1]	26 [1]			3,280	

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数

注2) 個別協定は人数に含めず

注3) 各項目の上段の()は平成26年度の数值。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

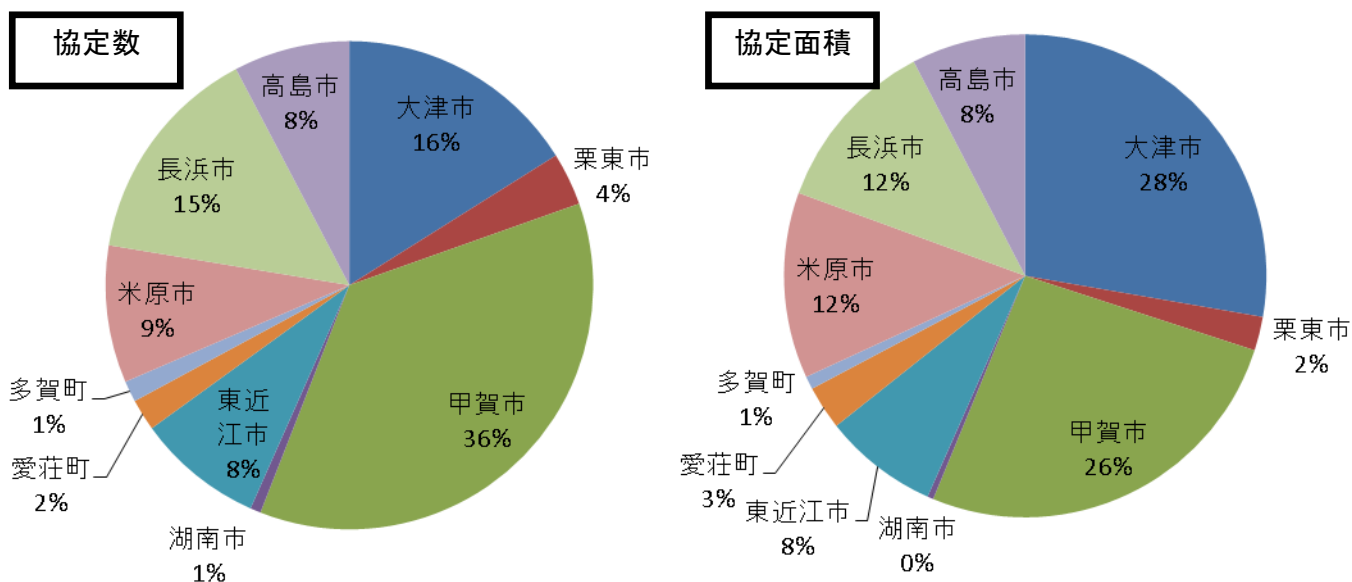


図2 各市町の協定数、協定面積割合

2. 協定農用地の面積、地域区分、地目

- ・ 協定農用地の総面積 1,615.1ha のうち、法指定地域の総面積は 740.2ha(H26 は 718.8ha)、特認地域の総面積は 874.9ha(H26 は 856.8ha)でした。
- ・ 地目別では、田が 1,567ha(97%)、畑が 48.1ha(3%)でした。

表2 平成27年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)		うち、法指定地域 ⁴⁾			うち、特認地域 ⁵⁾			
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	(469.0)	(469.0)		(49.9)	(49.9)		(419.1)	(419.1)	
	447.8	447.8		50.2	50.2		397.6	397.6	
栗東市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36.6	36.6					36.6	36.6	
甲賀市	(421.2)	(370.5)	(50.7)	(208.5)	(157.8)	(50.7)	(212.7)	(212.7)	
	423.8	375.7	48.1	205.4	157.2	48.1	218.4	218.4	
湖南市	(6.5)	(6.5)					(6.5)	(6.5)	
	6.5	6.5					6.5	6.5	
東近江市	(125.1)	(125.1)		(64.5)	(64.5)		(60.6)	(60.6)	
	124.2	124.2		63.9	63.9		60.4	60.4	
愛荘町	(47.5)	(47.5)					(47.5)	(47.5)	
	47.3	47.3					47.3	47.3	
多賀町	(14.0)	(14.0)		(14.0)	(14.0)				
	14.0	14.0		14.0	14.0				
米原市	(209.3)	(209.3)		(209.3)	(209.3)				
	201.1	201.1		201.1	201.1				
長浜市	(158.8)	(158.7)	(0.1)	(123.7)	(123.6)	(0.1)	(35.1)	(35.1)	
	190.2	190.2		155.3	155.3		34.9	34.9	
高島市	(124.2)	(124.2)		(48.9)	(48.9)		(75.3)	(75.3)	
	123.5	123.5		50.5	50.5		73.1	73.1	
滋賀県計 ⁶⁾	(1,575.6)	(1,524.8)	(50.8)	(718.8)	(668.0)	(50.8)	(856.8)	(856.8)	
	1,615.1	1,567.0	48.1	740.2	692.1	48.1	874.9	874.9	

注4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」のいずれかに指定された地域。

注5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。

注6) 各項目上段の()は平成26年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による。

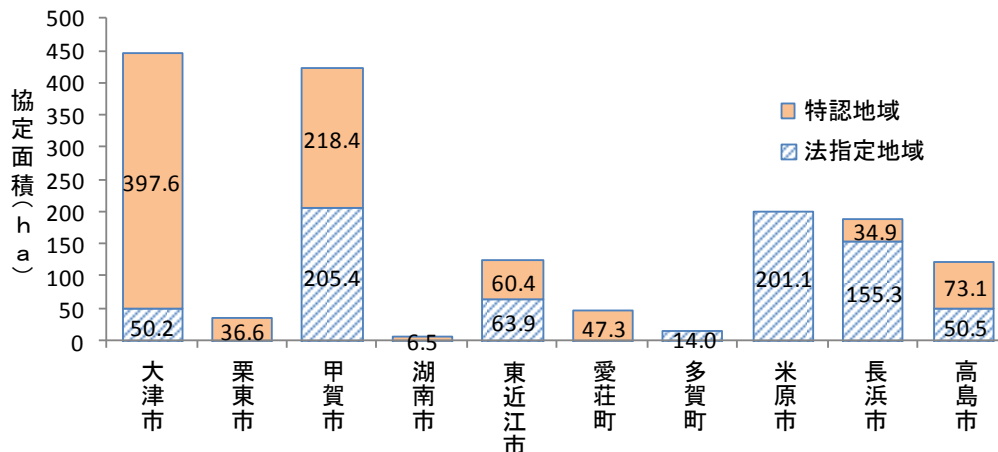


図3 各市町の協定面積

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付金額は251,441千円で、協定数および協定面積の増加により平成26年度から6,133千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、約65.2%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約34.8%が個人に配分（※3）されました。前年度と比較し、個人への配分割合が高くなりました。
- ・ 共同取組活動の使途では、約1/2が「積立等」（28%）、「道・水路管理費」（27%）に充てられました（前年度も「積立て」「道・水路管理費」の順）。
- ・ 積立等の内訳では、「道・水路、農地整備」「機械」が約72%を占めました。
- ・ 交付金のすべてを共同活動に充てた協定は55でした（H26は59）。

※3 個人配分・・・農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。概ね1/2以上を個人配分に充てることとされているが、配分については協定参加者の話し合いにより決定される。

表3 交付金額の使途

	交付額（千円）		割合（%）		
		共同活動	個人配分	共同	個人
大津市	(92,224)	(52,510)	(39,714)	(56.9%)	(43.1%)
	90,364	51,872	38,492	57.4%	42.6%
栗東市	7,871	1,226	6,644	15.6%	84.4%
甲賀市	(50,536)	(42,350)	(8,186)	(83.8%)	(16.2%)
	49,557	37,107	12,449	74.9%	25.1%
湖南市	(1,366)		(1,366)		(100%)
	1,366		1,366		100%
東近江市	(25,941)	(22,747)	(3,194)	(87.7%)	(12.3%)
	25,775	21,561	4,214	83.7%	16.3%
愛荘町	(3,423)	(3,423)		(100%)	
	3,359	3,359		100%	
多賀町	(1,120)	(412)	(708)	(36.8%)	(63.2%)
	1,120	510	610	45.6%	54.4%
米原市	(32,128)	(18,260)	(13,868)	(56.8%)	(43.2%)
	30,676	17,616	13,060	57.4%	42.6%
長浜市	(20,984)	(18,147)	(2,837)	(86.5%)	(13.5%)
	23,830	19,387	4,443	81.4%	18.6%
高島市	(17,586)	(11,090)	(6,496)	(63.1%)	(36.9%)
	17,524	11,380	6,144	64.9%	35.1%
滋賀県計 ⁷⁾	(245,308)	(168,939)	(76,369)	(68.9%)	(31.1%)
	251,441	164,018	87,423	65.2%	34.8%

注7) 各項目の上段の（ ）は平成26年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

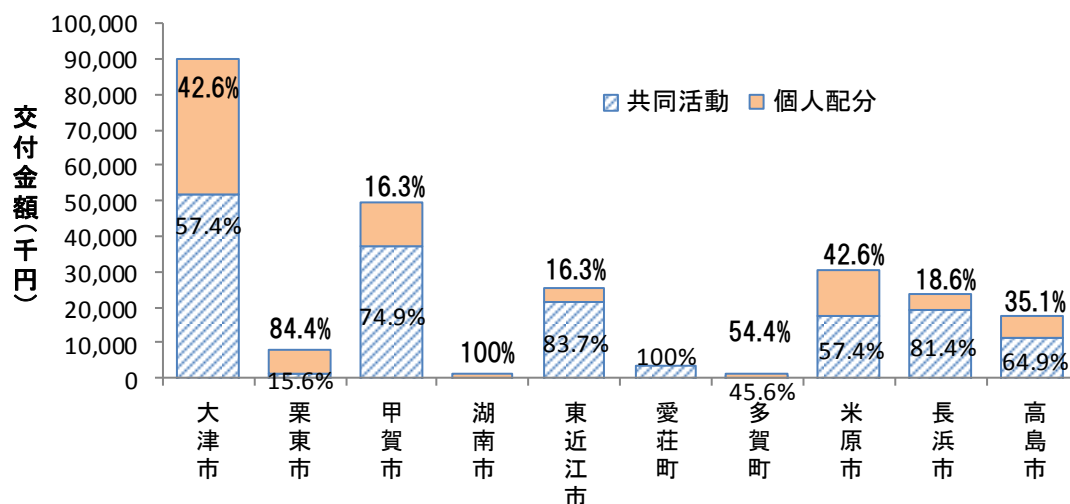


図4 各市町における交付金の使途

表4 共同取組活動費の使途

(単位：千円)

市町名	共同取組活動費	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費 ⁸⁾	都市住民との交流促進関係費 ⁸⁾	その他	積立等
大津市 ⁹⁾	(52,510)	(3,298)	(3,017)	(36,942)	(5,847)	(2,182)	(3,000)	(0)	(8,216)	(0)	(0)			(5,043)	(51,749)
栗東市	51,872	3,573	888	18,088	8,459	6,534	2,415	547	1,246	0	0	126	417	2,607	6,972
甲賀市	1,226	220	27	169	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	710
甲賀市	(42,350)	(1,360)	(975)	(8,697)	(2,936)	(6,605)	(2,536)	(1,050)	(0)	(0)	(119)			(3,011)	(15,061)
東近江市 ⁹⁾	37,107	1,220	595	14,478	9,338	896	200	0	160	900	0	0	0	3,713	5,606
東近江市 ⁹⁾	(22,747)	(250)	(8)	(5,847)	(2,550)	(2,032)	(3,914)	0	0	0	(100)			(0)	(8,046)
東近江市 ⁹⁾	23,649	220	0	6,098	1,037	284	3,932	0	0	0	0	0	0	663	11,415
愛荘町	(3,423)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2,435)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(988)
愛荘町	3,359	0	0	0	0	2,465	0	0	0	0	0	0	0	0	894
多賀町	(412)	(140)	(0)	(0)	(0)	(272)	0	(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)
多賀町	510	140	0	193	0	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米原市 ⁹⁾	(18,260)	(865)	(56)	(1,015)	(2,582)	(3,343)	(7,622)	(1,145)	(19)	(0)	(0)			(124)	(23,706)
米原市 ⁹⁾	17,616	1,280	0	3,919	1,543	1,572	2,100	800	0	50	0	0	100	161	6,091
長浜市 ¹⁰⁾	(18,147)	(922)	(0)	(5,368)	(1,603)	(3,347)	(50)	(700)	(0)	(0)	(0)			(273)	(5,885)
長浜市 ¹⁰⁾	19,387	699	2	4,211	561	4,595	650	1,229	217	0	0	0	0	385	10,629
高島市	(11,091)	(587)	(47)	(788)	(1,796)	(1,073)	(0)	(0)	(414)	(0)	(0)			(0)	(6,386)
高島市	11,380	592	50	1,840	1,305	798	1,795	432	428	0	0	0	100	14	4,027
滋賀県計 ¹⁰⁾	(168,940)	(7,422)	(4,103)	(58,658)	(17,314)	(21,289)	(17,122)	(2,895)	(8,648)	(0)	(219)			(8,451)	(111,821)
滋賀県計 ¹⁰⁾	166,106	7,944	1,562	45,205	22,244	17,322	11,091	3,007	2,051	950	0	226	617	7,543	46,344

注8) 平成27年度より追加された項目。

注9) 前年度からの積立額等含む。

注10) 各項目の上段の()は平成26年度の数値。合計の不整合は、各項の四捨五入によるもの。

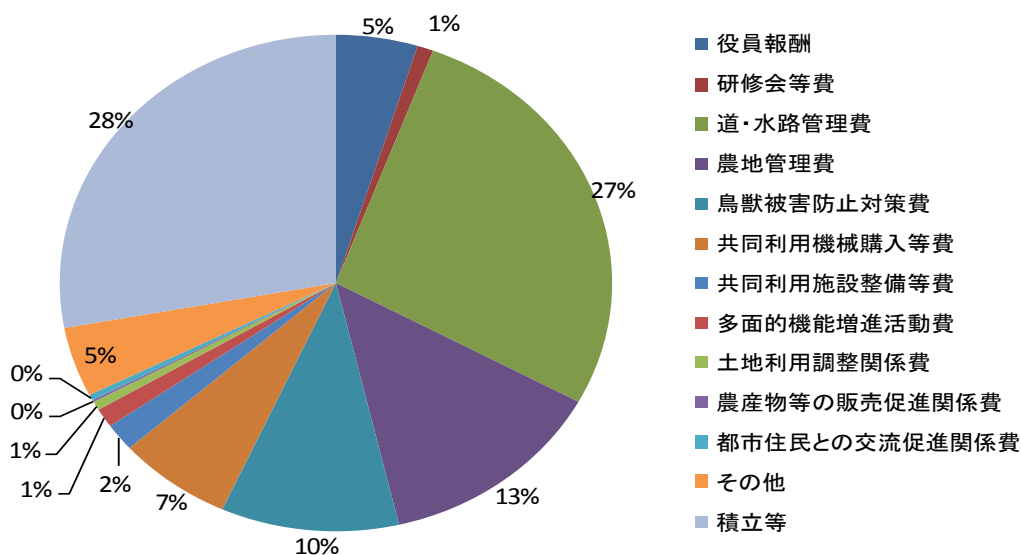


図5 共同取組活動費の使途内訳 (滋賀県計)

4. 集落協定における体制整備に向けた取り組み状況

- ・ 集落協定 141 のうち、116 協定(82%)で体制整備のための前向きな活動（※4）に取り組まれました。
- ・ 体制整備のための前向きな活動に取り組んだ 116 協定のうち、114 協定がC要件の取組でした。

※4：体制整備のための前向きな活動は以下のとおり。3要件から1つを選択することになっている。

- ・ 農業生産性の向上(A要件)：機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ・ 女性若者等の参画を得た取組(B要件)：新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ・ 集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)：協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

表5 体制整備に向けた取り組み状況

市町名 ¹¹⁾	集落協定数	通常単価取組集落数			
		A要件	B要件	C要件	
大津市	(24) 23	(17) 17	(3) 0	0 1	(16) 16
栗東市	5	5	0	1	4
甲賀市	(54) 52	(54) 47	0 0	0 0	(54) 47
東近江市	(12) 12	(11) 11	0 0	0 0	(11) 11
愛荘町	(3) 3	(1) 0	0 0	(1) 0	0 0
多賀町	(2) 2	(2) 2	0 0	0 0	(2) 2
米原市	(14) 13	(14) 12	(1) 0	0 0	(14) 12
長浜市	(18) 21	(16) 20	0 0	0 0	(16) 20
高島市	(10) 10	(1) 2	0 0	0 0	(1) 2
滋賀県計	(137) 141	(116) 116	(4) 0	(1) 2	(114) 114

注11) 湖南市は個別協定のため非掲載

5. 個別協定の取り組み状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定に取り組みました。

表6 個別協定の状況

市町名	湖南省	高島市
地域の区分	特認	法指定
交付単価	体制整備（10割）	基礎（8割）
協定締結者	農業生産法人	認定農業者
自作地の有無	無（利用権の設定農地のみ）	有（自作地 ¹²⁾ + 利用権設定農地）
取り組み	・ 農業生産活動を5年間以上継続	・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置） ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り

注12) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となります。

6. 加算措置の取り組み状況

- ・ 第3期対策から第4期対策への移行に伴い、加算措置の内容が変更となりました。
- ・ 平成27年度は8協定が超傾斜農地保全管理加算に取り組み、協定面積における超急傾斜農地面積の約33%である439,961㎡で保全管理に取り組みました。

表7 加算措置の取り組み状況

加算措置の内容	協定数	面積 (㎡)	該各市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	
集落協定の広域化支援 ¹³⁾	0	-	
小規模・高齢化集落支援 ¹⁴⁾	0	-	
超急傾斜農地保全管理支援 ¹⁵⁾	8	439,961	大津市2、栗東市1、甲賀市1、米原市3、高島市1

注13) 複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注14) 取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a)

注15) 超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

加算措置の経過について【イメージ】

